

期末・勤勉手当における共済掛金の算定方法

平成 27 年 10 月から厚生年金に加入しました。

年金制度の公平性と安定性を図るため、平成 27 年 10 月から「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、従来の共済年金は廃止となり、地方公務員は民間企業従業員と同じ厚生年金に加入しました。

これにより、組合員の皆さまの毎月の給与から控除する長期（年金）掛金（厚生年金保険料、退職等年金掛金）、短期（健康保険）掛金、介護掛金の算定方法を、従来の「手当率制」から、厚生年金と同じ「標準報酬制」に変更しています。

今回は、「期末・勤勉手当における共済掛金の額の算定方法」について、お知らせします。

期末・勤勉手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」が算定基礎となります。毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額」とは異なります（「標準報酬等級・標準報酬月額」は期末・勤勉手当には適用されません）。

Point!

「標準期末手当等の額」は、皆さんが受け取る期末・勤勉手当の額から、千円未満の端数を切り捨てたものです。

この「標準期末手当等の額」に以下の掛金率を乗じて掛金額を計算します。

【平成 28 年度の掛金率】

単位：千分率（‰）

区分		平成 28 年度		平成 27 年度 10 月～H28 年 3 月③	増△減 (①-③)	増△減 (②-③)
		4 月～8 月①	9 月～H29 年 3 月②			
長期 給付	厚生年金保険料	86.39	88.16	86.39	0.00	1.77
	退職等年金掛金	7.50		7.50	0.00	
短期 給付	短期掛金 ※1	35.17		38.52	△ 3.35	
	介護掛金 ※2	5.25		5.04	0.21	
掛金率 計 (40 歳未満)		129.06	130.83	132.41	△ 3.35	△ 1.58
掛金率 計 (40 歳以上)		134.31	136.08	137.45	△ 3.14	△ 1.37

※短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。

※介護掛金は 40 歳以上の組合員の方に納めていただきます（40 歳に達した月（1 日生まれの人は前月）の分から）。

【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

長期給付	1 支給期につき 150 万円
短期給付	年度累計で 573 万円※

※ 短期給付では、平成 27 年度は年度累計 540 万円が上限でしたが、平成 28 年度から 573 万円に引き上げられました。